

【エラー編】 エラー対応マニュアル（参考）

No	エラーコード	エラーメッセージ	主な原因	対処方法
①	EC01	受付：該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	<p>① 同じ受付月に同一の請求情報が複数送信されているため。</p> <p>② 同じ受付月に同一市町村請求情報（提供年月）が複数送信されているため。</p> <p>【例】</p> <p>① 1回目送信分の内容誤りに気づき、1回目の請求情報の取消しを行わず、再度請求情報を送信した場合。</p> <p>② 同一市町村・同一サービス月の利用者の請求書を複数に分けて送信した場合。</p>	<p>例① 1回目送信分の請求のみ受付され、2回目以降に送信された請求分が返戻となっています。1回目の請求に誤りがある場合は、市町村へ過誤申立を行ってください。1回目と2回目の請求情報が同じ場合は特に対処の必要はありません。</p> <p>例② 同一市町村同一サービスの場合は、請求情報を分けずに送信してください。</p> <p>【種別：請求書】の重複はサービス費等の支払には影響がないため、特に再請求の必要はありません。</p>
②	ED01	資格：該当の請求情報は既に支払確定済です	<p>過去に同一受給者（同サービス提供月）の請求が行われ、支払い済みとなっているため。</p> <p>【例】</p> <p>既に支払い済みの請求内容に誤りがわかり、市町村等に過誤申立せず、再度修正した請求情報を送信した場合。</p>	<p>過去に同一の請求を行っていないか確認してください。すでに支払済みとなった請求の再請求を行う場合は、市町村へ過誤申立を行ってから請求してください。</p> <p>※特に変更等ない場合は、支払いはされていますので処理の必要はありません。</p>
③	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	<p>請求明細書と実績記録票は、基本的にセットで請求するため、「請求明細書が返戻となった場合」もしくは「請求明細書の請求がない場合」は実績記録票も返戻となるため。（一部、実績記録票が不要のサービスもあります）</p>	<p>返戻等一覧表より請求明細書が返戻となった、もしくは請求明細書の送信が漏れていないか確認してください。</p>

④	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	サービス提供年月が受給者証の該当サービスの支給決定の決定支給期間(終了年月日)より後であるため。【例】令和4年9月サービス提供分として居宅介護(身体介護)の請求明細情報および契約情報を作成し請求しているが、受給者証の支給決定有効期間が令和4年8月31日で終了している。	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証に記載されている支給決定情報を確認してください。 ・サービス提供年月が受給者証の支給決定期間内である場合は、受給者証に記載されている市町村等にお問い合わせください。
---	------	---	--	--

※大阪府国民健康団体連合会 2023.8 「障がい福祉サービス費等請求に係るエラーコード対応マニュアル」参照